

**第1条 名称と事務所**

本会は『森本小学校育友会』と称し、事務所を森本小学校校内に置く。

**第2条 目的**

本会は会員相互と研修と親睦を図り、学校と家庭が協力して教育に関する理解を深め、教育環境の整備に努め、児童の健全な育成に寄与する事を目的とする。

**第3条 運営**

本会は前条の目的を達成する為に次の事を行う。

1. 役員の教養向上に努める施策
2. 社会環境の変化に伴う運動の展開
3. 教育を理解し、尊重する気風の助長
4. 児童の為の福祉厚生への援助
5. 学校の施設や設備を充実する為の援助
6. その他、目的達成に必要な事項

**第4条 会員**

本会は下記事項に該当する方々を会員とする。

1. 本校在学児童の保護者
2. 本校在任の教師
3. 本会の趣旨に賛同し入会を希望する者、又は会長が推薦する者

**第5条 役員**

本会には次の役員を置き、任期は二年とする。但し、再任は妨げない。

補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

副会長、総務の人員数は、状況により会長が必要と決めた時、増員出来るものとする。

**第6条 その他の役員**

本会には、有志によるサポート役として、協力員を置く事が出来る。

本会には、顧問、ならびに参与を置く事が出来る。

**第7条 役員の任務**

本会の役員は、次の業務を行う。

1. 会長は本会を代表し、会務を総括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長が従事出来なくなった時は、これを代行する。
3. 総務は総会及び実行委員会の通知及び資料の作成、その他連絡文書作成を行う。
4. 書記/Webは総会や定例会等の記録作成、メール配信や育友会サイトの管理等のICT業務を行う。
5. 会計は本会の収支、決算を行う。

**第8条 役員の選出**

役員の選出は次の方式による。

1. 会長、副会長、総務、会計、書記、執行役員は役員候補者選考委員会で選考し、総会の承認を得る。但し役員選考方法として、選考規定は別に定める。
2. 役員候補者選考委員会は、学級、地区、学校の代表委員で構成する。
3. 相談役、及び監事、協力員、顧問、参与は会長が委嘱する。

## 第9条 学級委員会・地区委員会の任務

学級委員会は、学級内の会員の親睦や研修に関する事、学級運営の側面的援助に関する事を企画推進する。

地区委員会は、各地区内の会員相互の連絡や親睦を図ると共に、地区的立場から学校教育・育友会諸活動の援助を行う。

## 第10条 学級委員と学級委員長の選出

学級委員の選出は、立候補した場合以外の現役員の保護者からは選出しない。

又、学級委員を選考した後にその学級委員が役員に就任した場合は、速やかに学級委員の再選考(補充)が、出来る事とする。

更に、役員を一年務める事で、一子分の学級委員を免除する事が出来る事とする。

※平成24年4月28日一期を一年に改正(学級委員免除制度)

※自薦・他薦を問わず、会の目的・活動趣旨を理解され、役務に熱心に取り組まれた役員を対象とし、執行部と役員選考委員会の承認を得た上で、一子分の学級委員の任務を免除する。兄姉の在学に関わらず第三子以降の児童分については、二子分の学級委員の任期終了後は学級委員を免除とする。ただし立候補は妨げない。

学級委員長選出は、諸事情のある保護者に関して、立候補以外は五役で考慮の上、優遇処置を取る事が出来る事とする。

## 第11条 組織と運営

本会の目的を達成するため、学級委員及び、地区委員、父親の会をおく。

学級委員会より学年・ふれあい・広報・研修・生活の各委員会をおく。

学年委員の中から各学年の代表を選任する。

又、各委員会の委員は学級委員より選出し、各委員会には、委員長、副委員長をおく。

地区委員会には、代表、副代表をおく。

父親の会は有志による構成とし、代表をおく。

1. 学年委員会は、学級懇談会や学級活動の企画運営を行う。
2. ふれあい委員会は、育友会行事の企画運営を行う。
3. 広報委員会は、会報誌の編集発刊の企画運営、育友会行事の補佐を行う。
4. 研修委員会は、会員の研修と親睦の企画運営、育友会行事の補佐を行う。
5. 生活委員会は、制服リユースや保健衛生に関する事の企画運営、育友会行事の補佐を行う。
6. 地区委員会は、安全、生活指導、教育環境に関する事の企画運営を行う。
7. 父親の会は、育友会行事、委員会活動の補佐やイベント企画運営などを行う。

各委員長、及び地区代表は、委員を招集し、事業の企画推進業務を行う。

## 第12条 実行委員会

本会諸事業の運営調整の為に、実行委員会を組織し、会長が招集する。

実行委員会は、会長・副会長・総務・書記・会計・学級委員長・地区代表、父親の会代表、学校長・学校代表で構成する。

実行委員会は、活動方針・事業計画等を検討・審議し、変更、及び決定する。

### 第13条 総会

本会の総会は、年に1回以上会長が招集する。

総会では次の事項を審議決定する。

1. 会務の報告、及び、事業報告
2. 運営方針、及び、事業計画
3. 予算、決算の承認
4. 役員承認
5. その他、会長が重要と認めた事項

総会の議案は出席者の過半数で決議する。また書面総会での決議の場合、書面又は電磁的記録により全会員の過半数が同意の意思表示をした時は、総会の決議があったものとみなす。未回答や白票は同意とみなす。

### 第14条 経費と会計年度

本会の経費は、会費・事業収入、及び寄付金をもって充てる。

本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

### 第15条 会計監査と監査委員の選出

本会の会計を監査する為、2名の会計監査委員を置く。

会計監査委員は実行委員会で選出し、総会の承認を得る。

### 第16条 内規の設定と改訂

本会に必要な内規は、別に定めることができる。

改訂を要する場合は、実行委員会で審議決定できるものとする。

### 第17条 審議決定

本会則の改訂は実行委員会で決議し、更に総会出席者の3分の2以上の賛成を要する。

### 第18条 活動の努力

保護者は、子供の自転車乗車時にはヘルメット着用を義務付け、安全運転に心掛けるよう促す。

又、育友会会員として、ヘルメット未着用の児童を見掛けたら着用するよう促す。

### 第19条 会員の個人情報の取り扱いについて

本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「個人情報取扱規則」に定め適正に運用するものとする。

- 附則
1. 本会則は、昭和48年5月10日から施行する。
  2. 本会則は、昭和50年5月8日から一部改正する。
  3. 本会則は、平成元年5月1日から一部改正する。
  4. 本会則は、平成2年6月1日から一部改正する。
  5. 本会則は、平成5年5月16日から一部改正する。
  6. 本会則は、平成14年4月19日から一部改正する。
  7. 本会則は、平成15年4月18日から一部改正する。
  8. 本会則は、平成17年4月29日から一部改正する。
  9. 本会則は、平成18年4月29日から一部改正する。
  10. 本会則は、平成19年4月27日から一部改正する。
  11. 本会則は、平成20年9月10日から一部改正する。
  12. 本会則は、平成22年4月30日から一部改正する。
  13. 本会則は、平成23年4月30日から一部改正する。
  14. 本会則は、平成24年4月28日から一部改正する。
  15. 本会則は、令和3年6月18日から一部改正する。
  16. 本会則は、令和4年5月31日から一部改正する。
  17. 本会則は、令和5年5月31日から一部改正する。
  18. 本会則は、令和6年5月10日から一部改正する。

会員、児童、教職員に下記規定に該当する慶弔見舞いが発生した場合は、一般会計の慶弔費から支出する。

### 1. 会員について(子どもの保護者)

①死去した場合は、香典を供える。…………… 10,000円

### 2. 役員、顧問について

①退任の時は、総会の席上、記念品を添え感謝状を贈る。…………… 5,000円程度の品

### 3. 教職員について

①弔意のとき

(ア)本人…………… ※その都度協議する。

(イ)配偶者…………… 10,000円

(ウ)生計を共にする家族…………… 生花・半対

②見舞いの時

病気や事故により、本人の入院加療が1週間以上に及ぶ時、次の金品を贈り見舞う。

…………… 5,000円

③教職員の離任・退任にあたっては花束等と餞別として次の額を送る。

育友会非会員の場合は花束のみを送る。…………… 3,000円

### 4. 児童について

①死去の時…………… その都度協議する。

②病気・疾病の時

相当重い病気、又は、傷害を負った時に1週間以上入院した場合、次の金品を贈り見舞う。

…………… 5,000円

### 5. その他、本会に特に功労のあった方

総会の席上感謝状を贈る。…………… 金額はその都度協議する。

### 6. 返礼について

慶弔見舞いに関しての返礼は一切受け取らない

### 7. 慶弔規定外について

その都度実行委員会に於いて、協議する。

## 森本小学校・育友会・役員選考規定

### 1. 役員選考委員会

①執行部役員の中から、1名の選考委員長を選出し、選考委員会の取りまとめを行う。

②選考委員は、学級委員会の各委員長と地区代表、先生数人とで構成する。

### 2. 選考基準

①立候補、推薦を優先する。(児童の保護者会員全体から)

②①がないときは以下のブロックから役員を推薦し、選考する。

7ブロック ★塚崎・ふたば ★吉原・弥勒

★東森本・北森本・観法寺・梅田

★南森本 ★湖陽・才田・忠繩

★八田・八田西

★大場・福久

※但し、同じブロックに役員が偏らないよう考慮する。

又、ブロック割は世帯数や児童の増減を考慮し、変更出来る。

### 3. ブロックのまとめ

各ブロックの取りまとめは、地区代表が行う。